

令和5年度東京都税制調査会
第3回 小委員会

【テーマ1】

金融所得課税・代替ミニマム税の在り方

令和5年8月24日

「金融所得課税・代替ミニマム税の在り方」目次

資料名	頁
「金融所得課税・代替ミニマム税の在り方」に関する論点及び検討項目	1
過去の東京都税制調査会答申	2
申告納税者の所得税負担率	3
年代別 金融資産保有残高	4
所得税計算の仕組み（イメージ）	5
利子所得課税の概要	6
配当課税の概要	7
株式等譲渡益課税の概要	8
主要国における総合課税と分離課税	9
アメリカ・イギリスにおける段階的課税のイメージ	10
利子課税の方式	11
株式譲渡益課税の方式	12
株式譲渡益課税の税率の変遷	13
上場株式配当・譲渡益課税の変遷	14
金融所得課税の一本化	15
令和5年度税制改正 NISA制度（少額投資非課税制度）の抜本的拡充・恒久化	16
令和5年度税制改正 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化	17
諸外国における追加的課税（代替ミニマム税・アメリカ）	18
諸外国における追加的課税（代替ミニマム税・カナダ）	19
諸外国における追加的課税（純投資所得税・アメリカ）	20

論点

所得再分配機能を高める観点及び所得階層間における税負担の公平性という観点から、個人所得課税はどうあるべきか。

< 検討項目 >

- ・ **金融所得への課税の在り方**
 - － 分離課税方式、総合課税方式
 - － 税率の設定（水準、一定率）
 - － 中低所得者への配慮、投資の促進
- ・ **極めて高い水準の所得に対する負担の適正化の在り方**
 - － 令和5年度税制改正
 - － 諸外国における追加的課税

平成31（令和元）年度

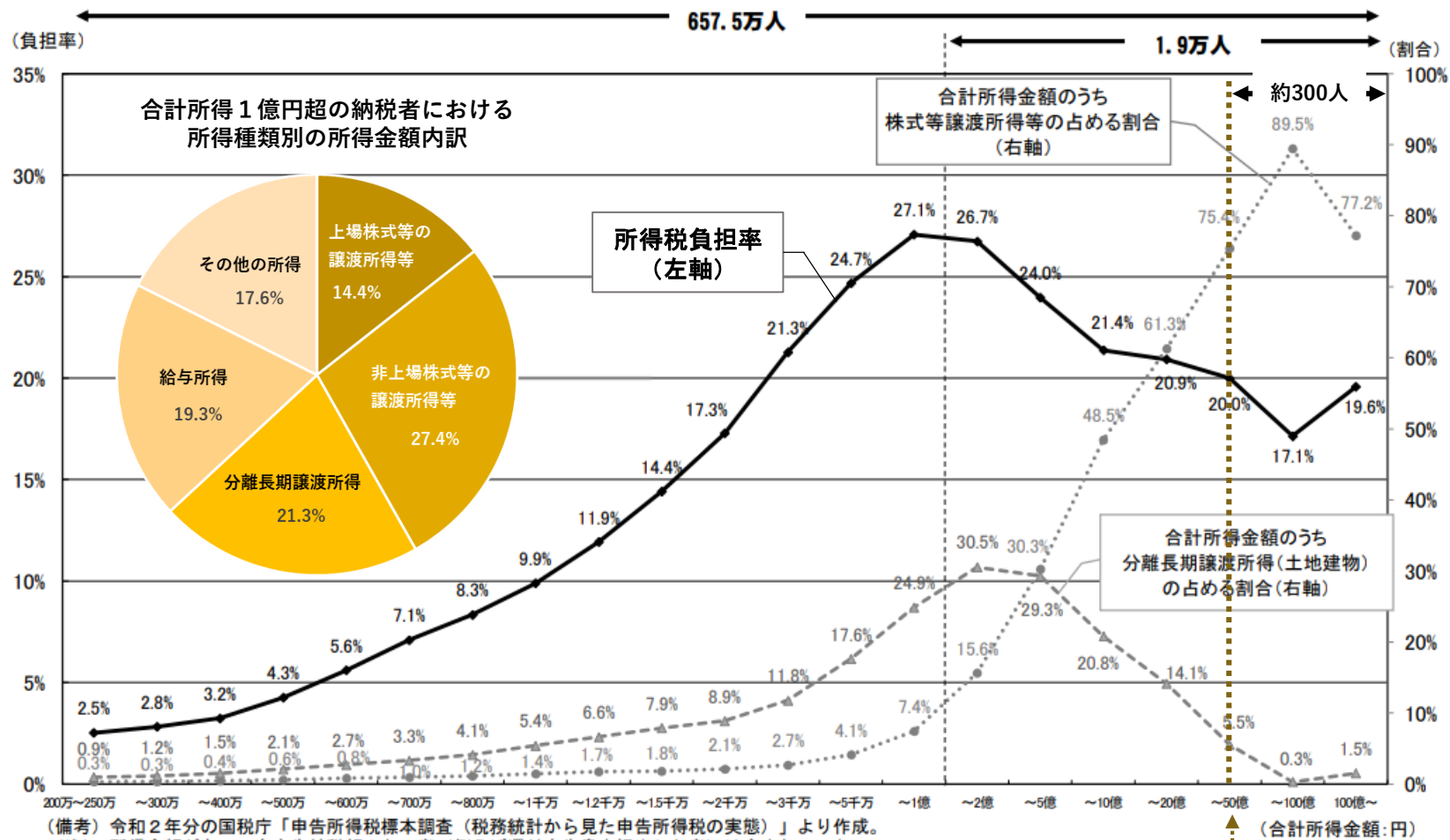
- ・ 金融所得に対する課税のあり方について、所得層間における税負担の公平性という観点から、市場への影響等も踏まえつつ、総合的に検討を行う必要がある。
- ・ 金融所得における分離課税の税率については、主要先進諸国の税率も参考にしつつ、引き上げることを検討すべきである。ただし、その場合、中低所得者の資産形成に与える影響に配慮することが必要である。
- ・ 金融所得の税率引上げを検討する場合、一方で、投資リスクを軽減し、個人投資家の更なる市場参加を促すために、繰越控除期間を現行の3年間から伸長する措置を講じ、単年度間での所得の振れを調整することが必要であるとの意見があった。他方で、上場株式等に係る譲渡損失に限って繰越控除期間を伸長する必要はないとの意見もあった。
- ・ なお、所得再分配機能をより発揮するために、金融所得についても、給与所得・事業所得など他の所得と合算した上で累進税率を課すという総合課税制度を採るべきであるとの意見があった。

令和3年度

- ・ 金融所得に対する課税のあり方について、所得階層間における税負担の公平性という観点から、市場への影響等も踏まえつつ、総合的に検討を行う必要がある。
- ・ 金融所得における分離課税の税率については、主要先進諸国の税率を参考にして引き上げること及び国・地方間の配分について検討すべきである。ただし、中低所得者の資産形成に与える影響に配慮する必要がある。

申告納税者の所得税負担率

- 合計所得金額、1億円を境に所得税負担率が減少。また、同じポイントを境に合計所得金額のうち株式等の譲渡所得等の占める割合が上昇。
- 合計所得金額1億円超の納税者の所得における約4割が株式等の譲渡所得である。



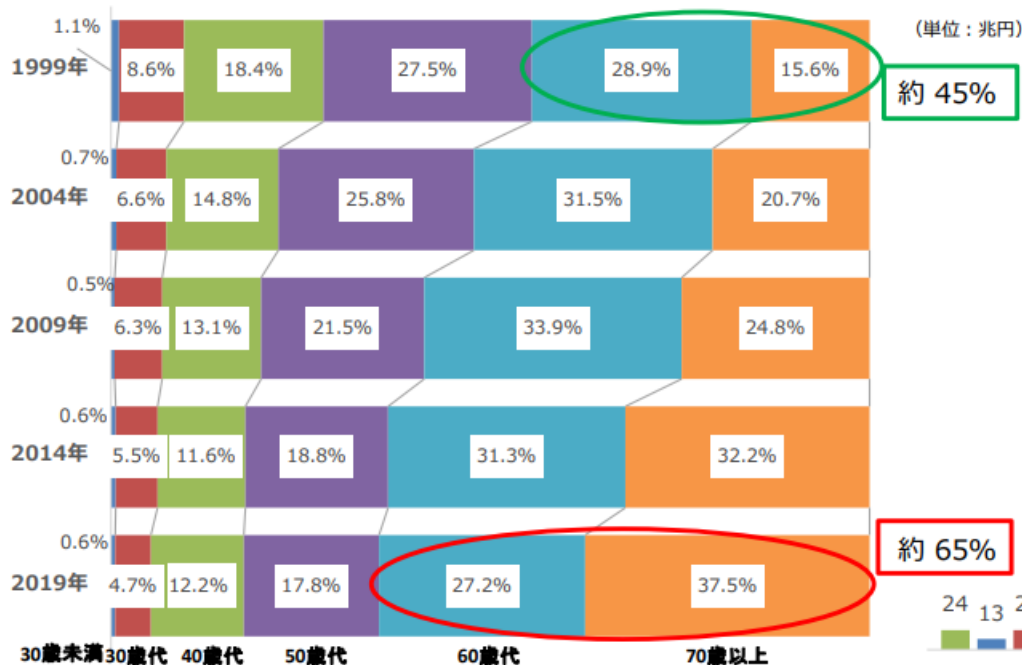
(備考) 令和2年分の国税庁「申告所得税標準調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。
 (注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。
 また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。

令和5年度税制改正により措置された極めて高い水準の所得に対する負担の適正化制度の対象

年代別 金融資産保有残高

- 年代別の金融資産残高を見ると、この20年間で60歳以上の保有割合は約**1.5倍**に増加
- 足元では、個人金融資産約1,900兆円のうち、60歳以上が**65%**（約1,200兆円）の資産を保有

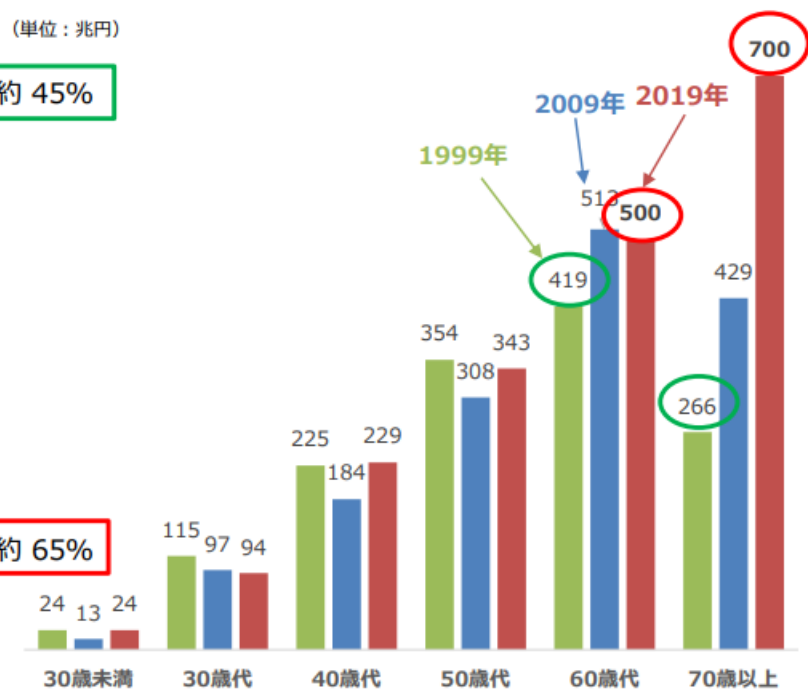
年代別 金融資産残高の分布の推移



(注) 「金融資産」は貯蓄現在高（負債現在高控除前）による。なお、「貯蓄現在高」は、銀行その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計。

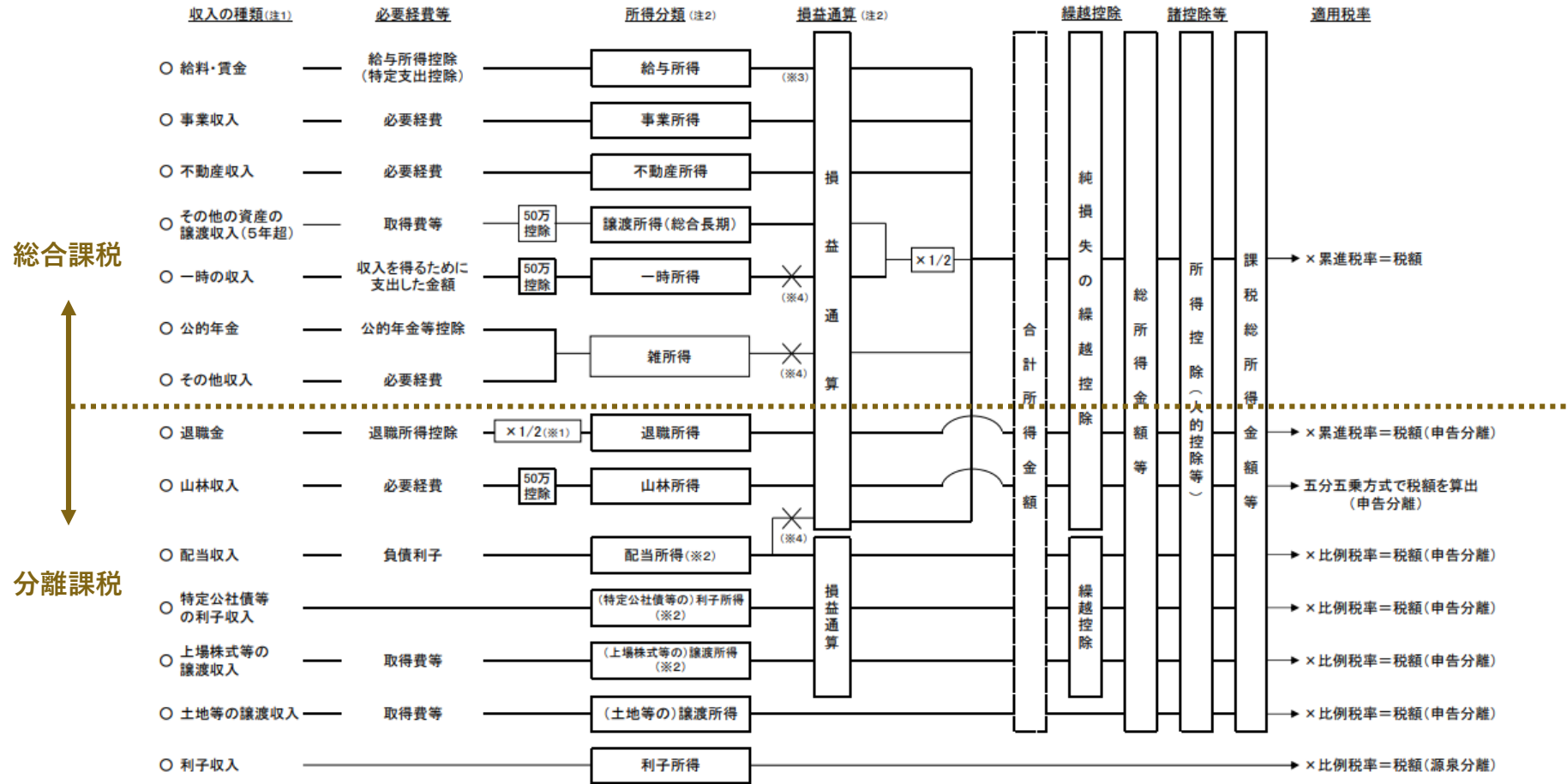
(出典) 総務省「全国家計構造調査」（二人以上の世帯）により作成。

年代別 金融資産保有総額



(出典) 日本銀行「資金循環統計」、総務省「全国家計構造調査」より推計。

所得税計算の仕組み（イメージ）



(注1) 主な収入を掲げており、この他に「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。
 (注2) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。
 (※1) 勤続年数5年以下の者が支払を受ける退職金(法人役員等以外の者が支払を受ける退職金については、退職所得控除を控除した残額のうち300万円を超える部分に限る。)については、2分の1課税を適用しない。
 (※2) 「配当所得」、「特定公社債等の利子所得」及び「上場株式等の譲渡所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる(確定申告不要)。「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税(配当控除適用可)と申告分離課税のいずれかを選択可能。「上場株式等の譲渡損失」と「上場株式等の配当所得」及び「特定公社債等の利子所得」との間は損益通算可能。
 (※3) 23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等については、平成30年度改正において行われた給与所得控除額が頭打ちとなる給与収入の850万円超への引き下げによる負担増が生じないよう、所得金額調整控除により調整。給与・年金の両方を有する者については、平成30年度改正において行われた給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替による負担増が生じないよう所得金額調整控除により調整。
 (※4) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

利子所得課税の概要

利 子 所 得	所 得 税	住 民 税
特定公社債の利子、公募公社債投資信託及び 公募公社債等運用投資信託の収益の分配	<p style="text-align: center;">申告分離課税（20%） 又は申告不要</p> <p style="text-align: center;">（15%の所得税の源泉徴収） （5%の地方税の特別徴収）</p>	
預金及び特定公社債以外の公社債の利子、 合同運用信託及び 私募公社債投資信託の収益の分配等（注）	<p style="text-align: center;">源泉分離課税（20%）</p> <p style="text-align: center;">（15%の所得税の源泉徴収） （5%の地方税の特別徴収）</p>	

（注）①同族会社が発行した社債の利子でその株主である役員等が支払を受けるもの、②同族会社が発行した社債の利子でその役員等が関係法人を同族会社との間に介在させて支払を受けるものは、総合課税の対象となる。

配当課税の概要

区 分		概 要
公募株式投資信託の収益の分配等		<ul style="list-style-type: none"> ・総合課税 上場株式等の配当等 × 10～55%（所得税5～45%、住民税10%） （配当控除適用可） ・申告分離課税 上場株式等の配当等 × 20%（所得税15%、住民税5%）
剰余金の配当、 利益の配当、 剰余金の分配等	上場株式等の配当 （大口以外）等 （注）	のどちらかを選択 （申告不要とすることも可）
	上 記 以 外	総合課税（配当控除）（所5～45%、住10%） （20%の源泉徴収） （所20%）
	1回の支払配当の金額が、 $10\text{万円} \times \frac{\text{配当計算期間}}{12}$ 以下のもの	確定申告不要 （20%の源泉徴収） （所20%）

（注1）上場株式等の配当等のうち、大口株主（株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上である者）が支払を受ける配当等は、20%源泉徴収（所得税）の上、原則として総合課税の対象。また、令和5年10月1日以後に上場株式等の配当等の支払を受ける者で、その者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当することとなる法人と合算して発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上であるものについても同様となる。

（注2）この他、平成25年（2013年）1月から令和19年（2037年）12月までの時限措置として、所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。

株式等譲渡益課税の概要

	概 要
<p>上 場 株 式 等</p> <p>(</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式 ・ E T F ・ 公募投資信託 ・ 特定公社債 <p>)</p> <p>等</p>	<p>申告分離課税</p> <p>上場株式等の譲渡益 × 20% (所15%、住5%)</p> <p>※ 源泉徴収口座における確定申告不要の特例</p> <p>源泉徴収口座(源泉徴収を選択した特定口座)を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができる。</p> <p>※ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算、繰越控除</p> <p>上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、その年の上場株式等の配当所得等の金額から控除可。</p> <p>上場株式等の譲渡損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等の配当所得等の金額からの繰越控除可。</p>
<p>一 般 株 式 等</p> <p>(上場株式等以外の株式等)</p>	<p>申告分離課税</p> <p>一般株式等の譲渡益 × 20% (所15%、住5%)</p>

(注) 平成25年(2013年)1月から令和19年(2037年)12月までの時限措置として、別途、基準所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。

主要国における総合課税と分離課税

○ 個人所得課税においては、総合課税と分離課税を組み合わせた課税方式が採用されている。

(2022年1月現在)

	日本	米国 【ニューヨーク市】 〔※下記のほか、高所得者に対し 追加的に税が課される(注3)〕	英国	ドイツ	フランス 〔※下記のほか、高所得者に対し 追加的に税が課される(注5)〕
給与所得課税	総合課税 10~55.9% 〔所得税、復興特別所得税、個人住民税の合計(以下同じ)〕	総合課税 17.1~51.8% 〔連邦税:10~37% 州・地方政府税: 7.1%~14.8%〕	総合課税 20、40、45%	総合課税 0~47.5% 〔所得税:0~45% 連帯付加税: 税額の0~5.5%〕	総合課税 9.7~54.7% 〔所得税:0~45% 社会保障関連諸税: 9.7%(注6)〕
利子課税	源泉分離課税 20.3%		段階的課税 〔分離課税〕 0、20、40、45%		
配当課税	申告分離と総合課税との選択 20.3% ※総合課税も選択可	(連邦税) 段階的課税 〔分離課税〕 + (州・地方政府税) 総合課税 7.1~34.8% 〔連邦税:0、15、20% 州・地方政府税: 7.1%~14.8%〕	段階的課税 〔分離課税〕 7.5、32.5、38.1%	申告不要 〔分離課税〕 26.4% 所得税:25% 連帯付加税: 税額の5.5%	分離課税と総合課税との選択 30% 〔所得税:12.8% 社会保障関連諸税: 17.2%(注6)〕 又は (総合課税) 17.2~62.2% 〔所得税:0~45% 社会保障関連諸税: 17.2%(注6)〕
株式譲渡益課税	申告分離課税 20.3%	(州・地方政府税) 総合課税 ※株式譲渡益は、12ヶ月以下保有の場合、総合課税(17.1~51.8%)	段階的課税 〔分離課税〕 10、20%	※総合課税も選択可	

(注1) 税率は小数点第二位で四捨五入している。

(注2) 日本の配当課税は、上場株式等の配当(大口株主が支払を受けるもの以外)についてのものであり、申告不要も選択可。株式譲渡益課税は、特定口座で源泉徴収を行う場合、申告不要も選択可。

(注3) 米国では、閾値(単身者:20万ドル(2,280万円)、夫婦合算:25万ドル(2,850万円))を超える総所得がある場合、その超過分に対して、純投資所得(利子、配当、短期・長期キャピタルゲイン等)の範囲内で、追加で3.8%の税が課される。

(注4) ドイツでは、資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.4%の源泉徴収税のみが課税される。

(注5) フランスでは、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、課税所得に一定の控除等を足し戻す等の調整を加えた額が閾値(単身者:25万ユーロ(3,250万円)、夫婦:50万ユーロ(6,500万円))を超える場合、その超過分に対して、追加で3~4%の税が課される。

(注6) フランスの社会保障関連諸税は、給与所得課税においては一般社会税9.2%と社会保障負担返済拠出金0.5%が課され、利子・配当・株式譲渡益課税においてはこれらに加え連帯税7.5%が課されている。

アメリカ・イギリスにおける段階的課税のイメージ

アメリカ及びイギリスにおいては、給与所得を考慮して金融所得の税率を決定する仕組み（段階的課税）となっている。

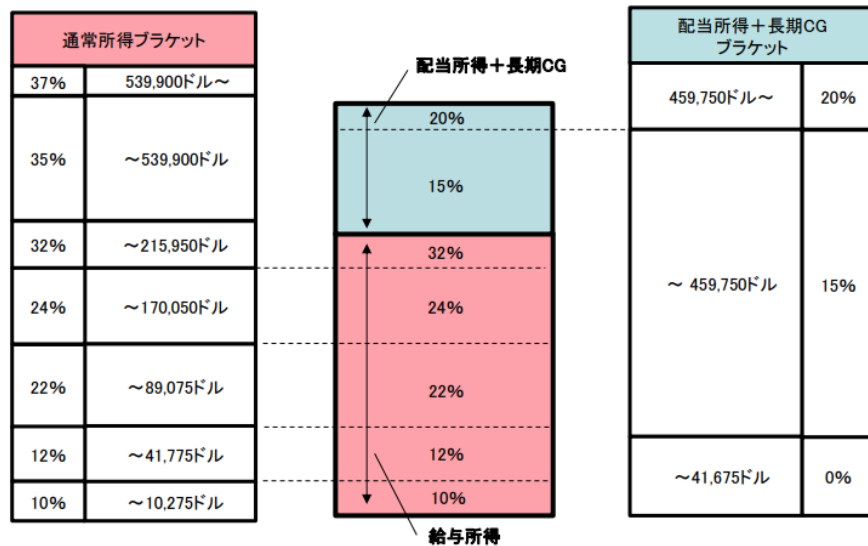
アメリカの段階的課税のイメージ

【課税方法】

- 給与所得等の通常所得の次に配当所得及び長期キャピタルゲイン（CG）を積み上げる。
- 通常所得、配当所得及び長期CGそれぞれに税率ブラケットが設定されており、それぞれ計算した税額を合算。配当所得・長期CGについては、通常所得と配当所得・長期CGの合計額で適用する税率ブラケットが決まる。

【具体例】積み上げのイメージと適用税率

課税所得: 500,000ドル（内訳 給与所得: 180,000ドル、配当所得及び長期キャピタルゲイン: 320,000ドル）



注 内閣府「第19回税制調査会資料」（2022年10月18日）財務省参考資料から作成

イギリスの段階的課税のイメージ

【課税方法】

- 給与等、利子、配当、キャピタルゲイン（CG）の順番に所得を積み上げる。
- 所得区分ごとに税率ブラケットが設定されており、上記で積み上げた他の所得も含めた所得の高さに応じて（例：配当の場合は、給与+利子+配当の合計）適用する税率ブラケットが決まる。

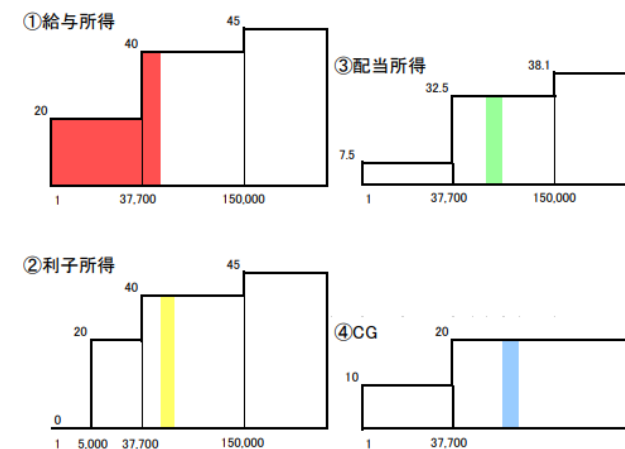
【具体例】

課税所得: 60,000ポンド（内訳 給与所得: 45,000ポンド、利子所得: 5,000ポンド、配当所得: 5,000ポンド、CG: 5,000ポンド）

(1) 積み上げのイメージ



(2) 所得区分ごとの税率ブラケット



利子課税の方式

昭和61年10月の政府税制調査会中期答申において、利子課税の課税化にあたり、以下のような方式が比較検討された。

	概要	メリット	デメリット
現行制度 一律分離課税方式	全ての預貯金等の利子について、一定の税率による源泉徴収により、他の所得とは分離して課税する方式	<ul style="list-style-type: none">・中立の観点から、一律に分離課税するのが適当・簡素、中立、効率という要請に応える方式である	<ul style="list-style-type: none">・高額所得者の負担が大幅に軽減される一方、非納税者に税負担を求めることとなる
総合課税方式	通常の税率による源泉徴収の上、総合課税を行う方式 ※一定額以上の利子支払者は税務署に対し、支払調書を提出	<ul style="list-style-type: none">・他の所得と基本的に同様な課税を行うという見地からは望ましい	<ul style="list-style-type: none">・確定申告、還付申告が大量に生じる・支払調書の名寄せが執行能力からみて期し難い
確定申告不要制度併置方式	通常の税率による源泉徴収を行うとともに、一定の年間受取利子額までは確定申告を要しないとする方式 ※一定額以上の利子支払者は税務署に対し、支払調書を提出	<ul style="list-style-type: none">・大部分の貯蓄者については源泉徴収で納税が完了するようにすることにより、制度の円滑な運用と課税の公平性が確保できる	<ul style="list-style-type: none">・受取利子額を納税者が自己管理するのに手間がかかる・支払調書の名寄せが執行能力からみて可能か疑問
低率分離課税方式	一定元本額以下の預貯金等の利子について、通常よりやや低い税率による源泉徴収により、他の所得とは分離して課税する方式	<ul style="list-style-type: none">・長年定着してきた制度を一次に抜本的に改革することは好ましくない・金融市場への影響が少ない	<ul style="list-style-type: none">・元本枠の限度管理が現行制度同様必要になるもののその万全は実際上期し難い・限度管理のコストが膨大なものとなるため、適当ではない

理由

利子所得の大量性、金融商品の多様性、浮動性といった特異性を踏まえ、総合課税は納税者、金融機関、税務当局の負担や費用が大きいことから妥当ではない。郵便局が初めて課税事務を行うことや地方税においても利子所得に対する源泉徴収制度が導入されることにも配慮し、簡素・中立・効率の要請に応えるものとして採用。

株式譲渡益課税の方式

昭和63年4月の政府税制調査会中期答申において、有価証券譲渡益の課税化にあたり、以下のような方式が比較検討された。

	概要	メリット	デメリット
現行制度 申告分離課税方式	他の所得と分離して一定の税率により確定申告を通じて課税する方式	<ul style="list-style-type: none">・制度変更に伴う税負担の急激な変動は緩和・譲渡損失の取扱いが簡素	<ul style="list-style-type: none">・取引を把握する体制整備が必要・全ての投資家に適正な取得価額の計算等を期待することは困難
総合課税方式	他の所得と合算して累進税率により確定申告を通じて課税する方式	<ul style="list-style-type: none">・他の所得と基本的に同様に課税を行うものであり、理論的には望ましい	<ul style="list-style-type: none">・取引を把握する体制整備が必要・全ての投資家に適正な取得価額の計算等を期待することは困難・急激な税負担の変動による証券市場への多大な影響
源泉分離課税方式	株式等の譲渡価額の一定割合相当額を所得とみなし、他の所得と分離して一定の税率により源泉徴収を通じて課税する方式	<ul style="list-style-type: none">・有価証券の譲渡価額の一定割合相当額を所得とみなすことにより取得価額の計算が不要	<ul style="list-style-type: none">・所得がないところにも課税することになる・非居住者課税の在り方、証券市場の国際化等の観点から問題が多い

昭和63年当時は、**申告分離課税方式を原則としつつ、源泉分離課税の選択を認める源泉分離選択課税方式を採用。**

理由

納税者の選択により源泉分離課税の途を残すことにより、全面的に総合課税又は申告分離課税とする場合の問題点はかなりの程度緩和されること、分離課税を選択した取引についてのみ源泉徴収が行われることになるという問題や非居住者課税等の問題が回避されることから採用。

株式譲渡益課税の税率の変遷

株式譲渡益課税における、主な税率の変遷は以下のとおり。

平成元年

平成15年

原則非課税

申告分離

所得税：20%、住民税：6%

申告分離

所得税：15%、住民税：5%

利子課税の税率20%の理由

昭和62年9月、第109回国会参議院大蔵委員会において、「国税と地方税の最低税率が10.5%と5%である中、一般的な勤労所得者なりの普通の所得税の最低の負担水準、その上に利子所得等があるとすれば、その概ねの水準は20%が適正。」と述べられている。

源泉分離選択可

譲渡代金×5%を所得とみなし、源泉徴収
所得税：20%、住民税：非課税

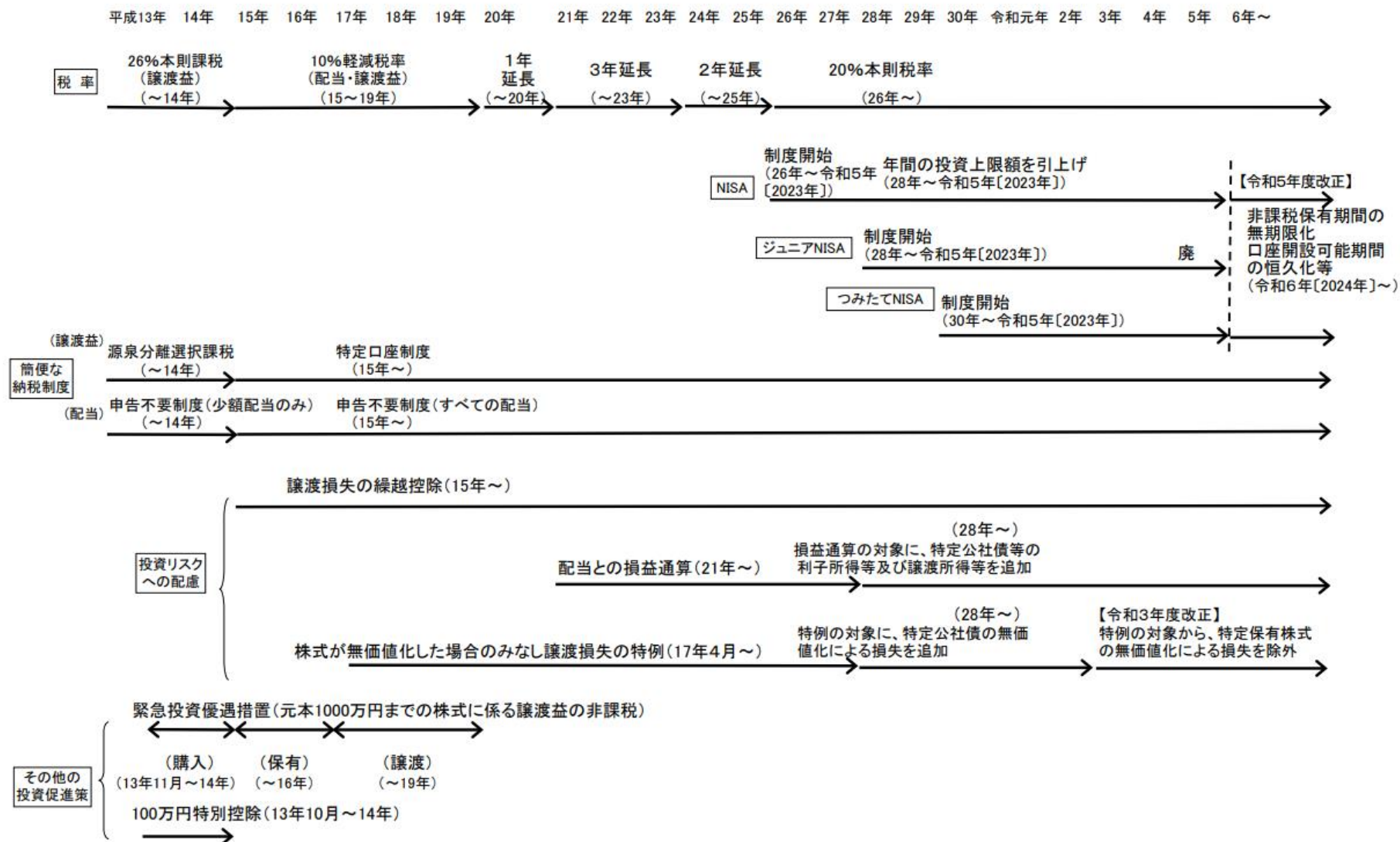
土地譲渡益（同じキャピタルゲイン）に対する課税とのバランスを考慮して税率を設定。

金融所得に係る課税の中立性の観点から、利子課税の税率に合わせて設定。

以下の理由から、平成11年度税制改正にて、申告分離課税に一本化

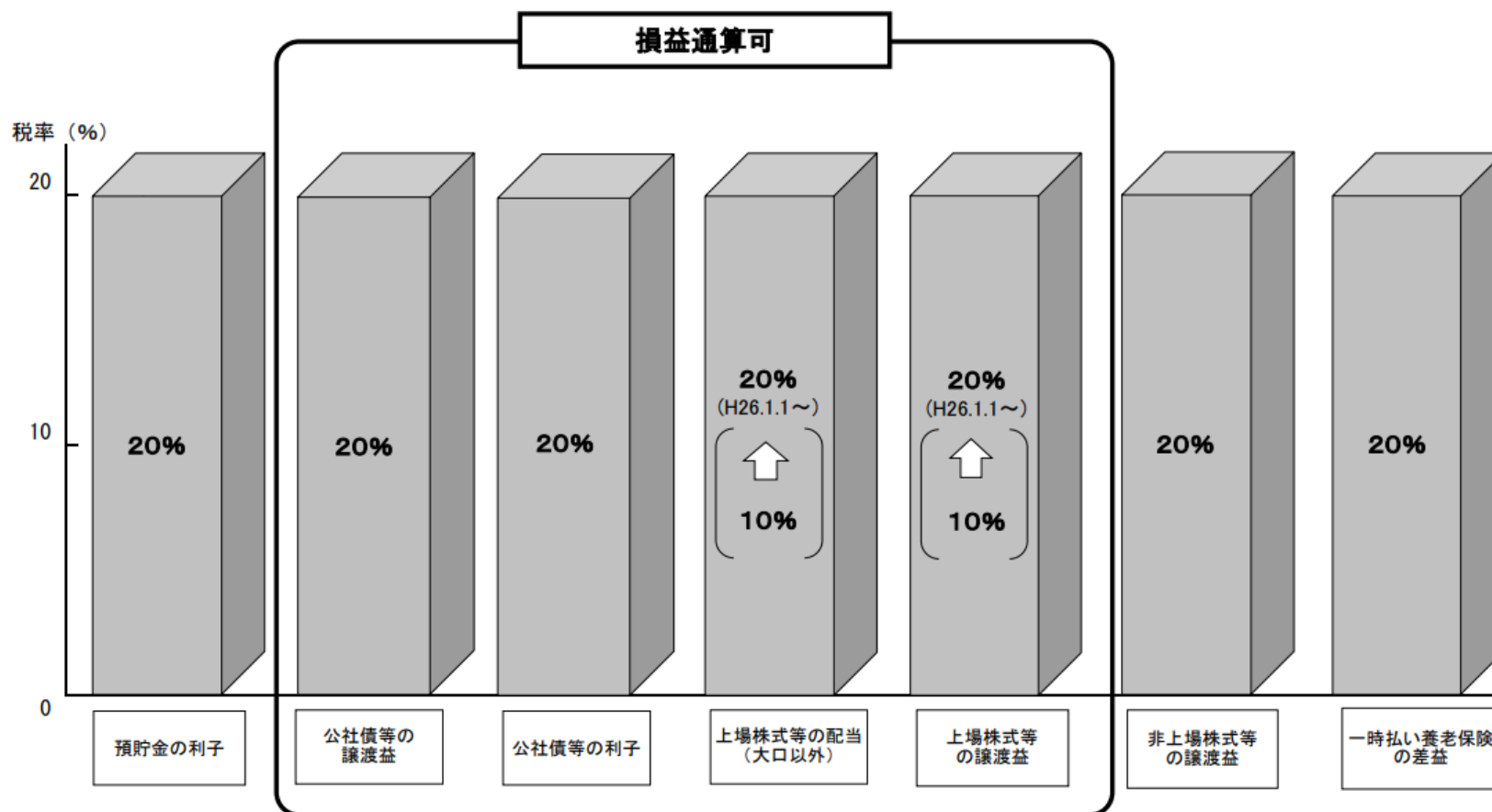
- ①源泉分離課税は、譲渡益のうちみなし利益を超える部分は課税対象とならない
- ②譲渡益の大小に応じて意図的な税負担軽減を図ることが可
- ③源泉分離課税が選択された場合、地方税が非課税

上場株式配当・譲渡益課税の変遷



金融所得課税の一体化

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



(注1) 上記のほか、「定期積金の給付補填金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。

(注2) 税率20%の内訳は、所得税15%、住民税5%である。

令和5年度税制改正 NISA制度（少額投資非課税制度）の抜本的拡充・恒久化

【～令和5年】

	つみたてNISA	いずれかを選択	一般NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
口座開設可能期間	平成30年(2018年)～令和19年(2027年)		平成26年(2014年)～令和5年(2023年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし



【令和6年以降】

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間 ^(注1)	制限なし（無期限化）		同左
非課税保有限度額 ^(注2) （総枠）		1,800万円 ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）	1,200万円（内数）
口座開設可能期間	制限なし（恒久化）		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等 ^(注3) 【※安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、 高レバレッジ投資信託などを対象から除外】
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、 新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

- (注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保。
 (注2) 利用者それぞれの生涯非課税限度額については、金融機関から既存の認定クラウドを活用して提出された情報を国税庁において管理。
 (注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施。

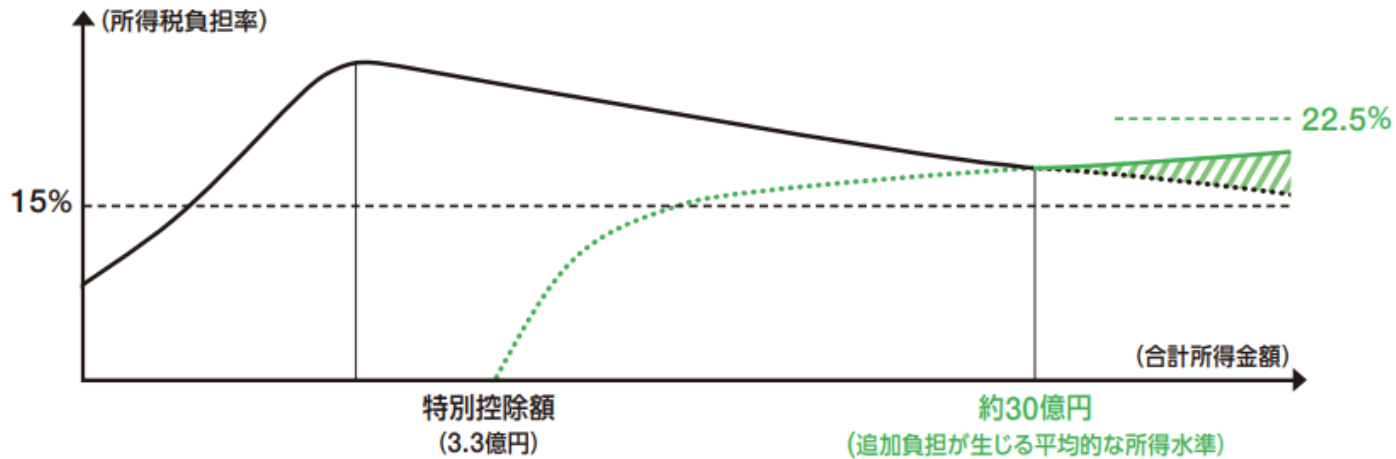
令和5年度税制改正 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化（令和7年所得から）

【措置の内容】

- ① 通常の所得税額
② (合計所得金額※ - 特別控除額(3.3億円)) × 22.5%
- ➔ ②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税

※株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額。
※スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外であるほか、政策的な観点から設けられている特別控除後の金額。

【イメージ】



※令和2年分の申告データを用いて機械的に試算

諸外国における追加的課税（代替ミニマム税・アメリカ）

米国

- 高所得者の納税額がゼロであったことを背景に、所得控除や税額控除を過度に利用した節税を防止し、最低納税額を確保するため代替ミニマム税が創設された。

- 代替ミニマム税（AMT：Alternative Minimum Tax）は、[所得控除や税額控除等を過度に利用した節税を防止し、最低納税額を確保する](#)ため、経済所得が高額な納税者を対象に、通常の税額計算過程とは別に、代替ミニマム税の下で認められた税額控除等を適用し税額を算出し、Regular Taxと比較して、上回る金額を代替ミニマム税として支払う連邦税である。

- 経緯：1966年、155人の[高所得者の納税額がゼロであったことを受け、税優遇措置を廃止する代わりに、最低税を創設](#)

- 計算方法：①通常の方法で計算した後に、②一定の控除項目を追加し、③AMT免除額を控除の上、④代替的課税所得（AMTI：Alternative Minimum Tax Income）を計算し、⑤AMTIの額に応じて、AMT税率を乗じた金額が通常の税額より上回る金額が税額となる。

（出典）
[About Form 6251, Alternative Minimum Tax - Individuals | Internal Revenue Service \(irs.gov\)](#), [Net Investment Income Tax | Internal Revenue Service \(irs.gov\)](#), [IRS document, Questions and Answers on the Net Investment Income Tax | Internal Revenue Service \(irs.gov\)](#), [Overview of the Federal Tax System in 2022, Credits and Deductions for Individuals, IRS Federal Standard Deduction for 2022, 2023 Tax Returns. \(efile.com\)](#); [IRS provides tax inflation adjustments for tax year 2022; Alternative Minimum Tax Explained \(How AMT Tax Works\) \(cmp.cpa\)](#)

※外貨から円に換算する際に適用する為替レートは、2022年8月1日現在のレートである、1ドル＝133.221円を使用する。

- AMT税率（2021年）：[26%又は28%](#)

個別申告／夫婦合算申告		夫婦個別申告		税率（%）
下限	上限	下限	上限	
0	～2,663万円 (\$20万) 以下	0	～1,332万円 (\$10万) 以下	26%
2,663万円 (\$20万) 超		1,332万円 (\$10万) 超		28%

（参考）通常、給与所得等に対して、7段階の累進税率（10・12・22・24・32・35・37%）を、適格配当所得等に対しては、3段階の累進税率（0・15・20%）を課している。

- AMT免除額（2022年）：

申告区分	標準控除金額
夫婦合算申告 寡婦／寡夫	1,573万円 (\$118,100)
単身（寡婦・寡夫除く）	1,011万円 (\$75,900)

- AMT免除額控除後、当該AMT免除額を下回る場合、AMTを支払う必要はないが、最高所得者には例外があり、基準値を超えるAMTIを有する納税者は、AMT免除の対象外となる。

- 標準控除額（AMT免除額）の段階的縮小又は完全消滅を決定する際の標準金額（2022年）：

申告区分	段階的縮小 基準値	完全消滅 基準値
夫婦合算申告 寡婦／寡夫	1億4,385万円 (\$1,079,800)	2億649万円 (\$155万)
単身 （寡婦・寡夫除く）	7,193万円 (\$539,900)	1億1,191円 (\$84万)

諸外国における追加的課税（代替ミニマム税・カナダ）

カナダ

- 高所得者の過度な税制優遇措置を用いた節税を防止し、最低納税額を確保する代替ミニマム税が創設された。

- 代替ミニマム税（AMT：Alternative Minimum Tax）は、カナダの税制の公平性を確立するために、個人の所得に基づき個人が支払うべき税金の最低額を計算し、高所得者が、優遇税制の適用分を控除した税負担額を支払う連邦税である。

- 開始年：1986年

- 計算方法：①通常の方法で計算した課税所得に、②優先的所得控除項目を加算し、代替的な最低課税所得を計算後、③AMT用の所得控除等を減算の上、④最終的な課税数値を決定し、⑤AMT税率を乗じた金額が通常の税額より上回る金額が税額となる

- 主な優先的所得控除項目の加算対象

— キャピタル・ゲインの30%

（通常、キャピタル・ゲインの50%が課税対象であるが、80%が課税対象となる）

- 配当グロスアップ部分控除
- 合資会社持分及びタックスシェルターに係る損失及び控除
- 石油・ガス等の資源資産による損失
- スtockオプションの控除額
- 従業員住宅移転ローンの控除
- 連邦政治献金税控除
- 投資税額控除

- AMT税率（2022年）：[15%](#)

- AMT基礎控除額：[416万3千円](#)（CA\$40,000）
— 優先的所得控除項目を加算し、代替的な最低課税所得を計算後に適用し、マイナスの場合はAMT課税対象外

- AMT計算上の留意点

- AMT支払金額は、7年間繰越控除可能
- AMT用基礎控除あり

- （参考）カナダの所得税の課税制度・税率

- 総合課税
- 5段階の累進税率（15%・20.5%・26%・29%・33%）

（出典）

[Minimum tax - Canada.ca, Alternative Minimum Tax \(AMT\) - Overview, How To Calculate, Example \(corporatefinanceinstitute.com\), The Tax-Free Savings Account - Canada.ca, Tax-Free Savings Account \(TFSA\), Guide for Individuals - Canada.ca, Add/Remove data - Revenue, expenditure and budgetary balance - General governments \(statcan.gc.ca\)](#)

※外貨から円に換算する際に適用する為替レートは、2022年8月1日現在のレートである、1カナダドル = 104.065円を使用する。

諸外国における追加的課税（純投資所得税・アメリカ）

米国

- **純投資所得税**（NIIT：Net Investment Income Tax）とは、内国歳入法1411条に基づき、**法定基準額を超える所得を有する個人の不動産及び信託等、一定の純投資所得に対して課す連邦税**である。

- 開始年：2013年

- 課税対象個人：

— 純投資所得を有する個人の修正後総所得が以下の基準値を超える場合

申告区分	基準額
夫婦合算申告 寡婦／寡夫	3,331万円 （\$25万）
単身（寡婦・寡夫除く） 特定世帯主	2,664万円 （\$20万）
夫婦個別申告	1,665万円（\$12.5万）

- 課税対象所得：純投資所得と修正後総所得が法定基準額を超える所得のうち、いずれか低い金額

— 純投資所得：**利息、配当金、資産売却益、賃貸料、ロイヤリティ収入、不適格年金**等（対象外：賃金、失業補償、社会保障給付、扶養手当、個人住宅売却益及び大部分の自営業所得）

- 税率：**一律3.8%**

（出典） [Topic No. 556 Alternative Minimum Tax](#), [About Form 6251, Alternative Minimum Tax - Individuals | Internal Revenue Service \(irs.gov\)](#), [Net Investment Income Tax | Internal Revenue Service \(irs.gov\)](#)、[IRS document, Questions and Answers on the Net Investment Income Tax | Internal Revenue Service \(irs.gov\)](#)

注1 令和4年度東京都主税局委託調査「金融所得課税における所得階層間の公平性に関する各国調査」（有限責任あずさ監査法人）から作成

- （委託調査報告に関連した情報）

- 純投資所得税の発端：

— オバマ政権の医療保険制度改革（オバマケア）のための財源確保の必要性から高額所得者を対象とし、導入された。

- 純投資所得税の税率（3.8%）の理由：

— 勤労性所得である賃金等に課税される通常のメディケア税の従業員負担分の税率1.45%、雇用主負担分の税率1.45%、および賃金等が一定額を超過する高額所得者に課される追加メディケア税の税率0.9%の合計と等しくなるように設定された。

— これにより、**高額所得者の追加的な租税負担について、勤労性所得と資産性所得に経済的に中立的な課税**が行われている。

- 純投資所得税の課税対象所得：

— 金融所得のみならず、日本でいうところの不動産所得、譲渡所得等の資産性所得を広く対象としている。

— 特定の投資対象からの所得を課税の対象とするのではなく、富裕層の資産性所得全般を幅広く課税の対象としている（**既存の所得課税で用いられている所得区分の垣根を横断的に束ねなおし広く課税対象に含めている**）ことから、**税制の経済的な中立性**が保たれている。

注2 『成蹊大学経済経営論集』（第52巻第2号）伊藤 公哉「格差是正に向けた金融所得税制等改正の提言—アメリカ投資純利益税を参考にした新たな金融所得税制（富裕層の特別税）の検討」（2021年12月）から作成